

◎新潟県告示第770号

平成17年1月21日新潟県告示第78号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年6月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
両津 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧両津市 漁業協同組合 の区域	1 <u>10トン未満の漁船 により営む漁業</u>	両津 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧両津市 漁業協同組合 の区域	1 <u>10トン未満の漁船に より営む漁業のうち主 としてさし網を使用し て営む漁業及び主とし てえびかごを使用して 営む漁業</u>
		<u>2</u> (略)			<u>2</u> <u>10トン未満の漁船に より営む漁業のうち1 に掲げる漁業以外の漁 業</u>
		<u>3</u> (略)			<u>3</u> (略)
					<u>4</u> (略)